

国民民主党の安全保障政策 2022

～我が国の自立的な安全保障体制の構築に向けて～

2022年12月7日
国民民主党安全保障調査会

はじめに 国民民主党の安全保障政策の骨子

- 自分の国は自分で守る 新たな感染症、気候変動による自然災害や食料危機、厳しさを増す国際環境など、様々な危機を「想定外」とすることなく、経済、エネルギー、食料、防衛等を含めた総合的な安全保障政策に万全を期し、我が国の領土、領海、国民の生命及び財産を守り抜きます。具体的には「現実的平和主義」を基本理念に、「近くは現実的に、遠くは抑制的に、人道支援は積極的に」を安全保障政策の原則とします。
- 総合安全保障の推進 新型コロナウイルスの世界的な流行は、日本の脆弱性、例えばデジタル化の遅れ、サプライチェーンの過度な他国依存、ワクチン開発能力の欠如などを白日の下にさらしました。またエネルギー自給率は約10%、食料自給率は約40%（カロリーベース）で、新たなパンデミックや大規模自然災害、地域紛争などのリスクに対して、極めて心もとない現状であると認識すべきです。「自分の国は自分で守る」は、何も防衛に限った課題ではありません。経済安全保障、総合安全保障の必要性を認識し、政府一体となった戦略を策定し、日本の課題解決に取り組みます。
- 専守防衛の堅持 戦後日本が追求してきた「平和主義」と「専守防衛」といった重要な安全保障政策はこれを堅持し、我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、我が国の領土、領海、国民の生命及び財産を守るという観点や、集団安全保障に基づいて国際的な責任を果たすという視点からの新たな要請を不斷に検討し、必要な対策をとっていきます。非核三原則は堅持するとともに従来の政府解釈を踏襲します。
- 自衛のための打撃力（反撃力）の保持 ロシアによるウクライナ侵略により国際秩序が根底から覆される危機に晒される中、中国の急速な軍備拡大、頻繁な領海侵犯、北朝鮮による我が国周辺への度重なるミサイル発射やロシアによる北方領土への新型ミサイル配備など、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。このような厳しい安全保障環境を踏まえつつ、「戦争を始めさせない抑止力」の強化と、「自衛のための打撃力（反撃力）」を保持します。
- 防衛力の強化 従来領域（陸、海、空）において不十分であった継戦能力の確保や抗堪性の強化を抜本的に見直して整備する他、防衛技術の進歩、宇宙・サイバー・電磁波などの新たな領域に対処できるよう専守防衛に徹しつつ防衛力を強化するため、必要な防衛費を増額します。

- アクティブ・サイバー・ディフェンス（A C D）の採用 サイバー攻撃は新たな戦闘領域であるとともに、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えることから、できるだけ速やかに対策を講じる必要があります。サイバー安全保障を確保するために、我が国においても平時の段階からサイバー攻撃者の動向を探り、対処を行うアクティブ・サイバー・ディフェンス（A C D）について、能力整備と実施体制の整備を行うとともに、「サイバー安全保障基本法（仮称）」を制定します。民間の能力を含めた国家のあらゆる機能を総合した「サイバー攻撃対処能力」の確立を目指します。
- 「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直し 我が国の安全保障を確保するため、日米同盟は引き続き重要であり、その中核となる日米防衛協力の実効性を確保するため「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直しを行います。他方、日米同盟関係を堅持・強化しつつも、米国に過度に依存し過ぎている日本の防衛体制を見直し、「自分の国は自分で守る」ことを安全保障政策の基本に据え、必要な取り組みを行ってまいります。また、日米地位協定の見直し、沖縄基地問題の解決をめざします。
- イージスアショアの再検討とミサイル防衛の強化 我が国周辺諸国の核開発・保有状況や、現在の弾道ミサイル防衛網を突破する可能性のあるミサイル開発状況などに鑑み、ミサイル防衛体制を抜本的に見直し、あらゆる経空脅威に統合的に対応する統合防空ミサイル防衛（IAMD；Integrated Air and Missile Defense）能力を強化してまいります。この際、現在進めている「イージスシステム搭載艦」の有効性を検証するとともに、中止が決定された「イージスアショア」の配備についても再検討します。また、各種のミサイル攻撃等から国民の命を守るために、地下シェルターの設置を促進するほか、国民保護のための諸施策に取り組みます。
- 自衛官等の待遇、勤務環境の改善 我が国の防衛力の中核である自衛官の確保は精強な自衛隊を維持するために必要不可欠です。自衛官の待遇、勤務環境の向上、留守家族支援策の強化などに取り組むと同時に、退職自衛官の再就職支援の強化や若年定年退職者給付金の拡充を図ります。また、女性自衛官が更に活躍することができるよう、勤務環境の改善や子育て支援、育児後の職場復帰が円滑にできるような施策を講じます。
- 国内の防衛生産・技術基盤の強化 我が国の安全保障を支える防衛産業・技術基盤に対する総合的な施策に取り組んでまいります。防衛装備品は自衛隊が防衛力を発揮して国家・国民を守るために不可欠であり、「自分の国は自分で守る」という基本的考え方に基づき、主要な防衛装備を自国生産できる製造基盤の強化や新規参入の促進、研究開発体制の強化や防衛産業の維持・育成を目的とした一定の利益率の確保など防衛産業の活性化に取り組むとともに、防衛産業が抱える様々なリスクを軽減・排除し、装備移転の促進など販路の拡大に取り組みます。

目次

はじめに 国民民主党の安全保障政策の骨子	1
1 情勢認識（安全保障環境）	5
(1) 全般事項.....	5
(2) 中華人民共和国.....	5
(3) 朝鮮民主主義人民共和国	6
(4) ロシア連邦	6
2 安全保障政策の基本姿勢	7
(1) 自分の国は自分で守る	7
(2) 専守防衛の堅持.....	7
(3) 日米同盟の強化.....	8
(ア) 日米同盟が抱える諸課題の解決.....	8
(イ) 「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」見直し	9
3 防衛力の強化.....	10
(1) 継戦能力及び作戦基盤の強化	10
(2) イージスアショアの再検討とミサイル防衛の強化	10
(3) 自衛のための打撃力（反撃力）の保持	11
(4) 新領域を中心とした新たな技術への適切な対応	11
(ア) アクティブ・サイバー・ディフェンス（ACD）の採用.....	11
(イ) 宇宙空間を活用した情報収集・通信・測位能力の強化	13
(ウ) 電磁波攻撃への対応.....	14
(5) インテリジェンス能力の強化	14
(6) 総合的な抑止への取り組み	15
4 防衛費	15
5 防衛力を支える基盤	16
(1) 自衛官等の待遇、勤務環境の改善	16
(2) 防衛生産・技術基盤の強化.....	16
(ア) 先進技術への政府投資の拡大	17
(イ) 国内防衛産業の維持及び育成	17
(ウ) 防衛装備移転の促進.....	18
6 国境離島等の保全	19

7	国民保護	19
8	在外邦人等の保護措置及び輸送	20
9	安全保障協力	20
10	北朝鮮問題	21
11	主権・領土	21
12	その他	22
	(1) 人道支援・人権外交の積極的な推進	22
	(2) 避難民受け入れ態勢の構築	22
	(3) 気候変動対策の推進	23

1 情勢認識（安全保障環境）

(1) 全般事項

- ロシアによるウクライナ侵略、米中の戦略的競争の一層の激化などにより、既存の国際秩序は根底から覆される危機に晒されています。
- 最近の国際社会におけるパワーバランスの劇的な変化や、グローバル化の進展に伴う国家間の相互依存関係の深化によって、国家安全保障が対象とする範囲は外交、軍事、新領域（宇宙、サイバー、電磁波）のみならず、経済、先進技術、金融、地球環境問題、人権問題といった分野にまで拡大しています。
- 近年の戦いでは軍事と非軍事を組み合わせ、相手方に複雑な対応を強要する「ハイブリッド戦」が多用され、純然たる平時でも有事でもない、いわゆる「グレーゾーン事態」が長期にわたり継続する傾向にあります。
- 現代戦の戦闘様相は、人工知能（AI）を搭載したドローンが目標情報を収集し、低軌道衛星などの新領域を活用したネットワークにより精密な射撃を行い、偽情報の流布といった影響工作や偽旗作戦¹も常態化するなど、戦いの様相が劇的に変化しています。
- ゲームチェンジャー技術と呼ばれる将来の軍事バランスを一変する可能性を秘めている革新的技術は、戦闘様相を更に変化させる可能性を有しており、科学技術力は安全保障にとって一層重要な「力」になっています。
- 経済安全保障や気候変動への対応なども安全保障問題として重要視されています。

(2) 中華人民共和国

- 2022年10月12日に公表された米国家安全保障戦略では中国について「自由で、開かれ、繁栄し、安全な世界を追求する中で、私たちが直面する最も差し迫った戦略的課題は、権威主義的な統治と修正主義的な外交政策を重ねる権力からのもの」とした上で、「国際秩序を再形成する意図と能力の両方を備えた唯一の競争相手」と位置付けています。このような米中間の対立において、中国は台湾を核心的利益であると主張し、中国の一部であるとの固い決意のもとに武力による統一も辞さない構えを示しています。
- 習近平政権は尖閣諸島も中国の核心的利益であると明言しています。2018年7月に海警局（中国の海上保安機関）を軍事部門に編入し、さらに2021年2月には海警法²を

¹ 主に世論操作のために、敵になりすまして行動し、結果の責任を相手側や第三者に負わせることを目的とする軍事作戦の一種。

² この法律では、中国が一方的に主張する「管轄海域」で外国の船舶を強制退去させることができ、主権や管轄権が侵害された場合には、武器の使用を含む一切の必要な措置を取ることができる、とされている。国際法に反してでも力による現状変更を行うという中国の姿勢が浮き彫りになっている。

施行し、日本固有の領土である尖閣諸島の周辺海域への領海侵犯など、我が国周辺地域において力を背景とした一方的な現状変更の試みを執拗に繰り返しており、更に拡大するものと思われます。

- 第一列島線の内側に他国の入域を拒否するとの目的を達成するため、中国は南シナ海の内海化を進め、東シナ海での活動も強化しています。中国人民解放軍の航空機や艦艇による太平洋進出も活発化しており、弾道・巡航ミサイルによる攻撃能力及びサイバー・電子戦能力の急速な強化も相まって、東シナ海や南シナ海周辺における米軍の優位性が失われつつあります。
- 今世紀半ばまでに「世界一流の軍隊」の建設を目指す中国は、核兵器を含む戦力を大幅に増強するとともに、既存のミサイル防衛網では迎撃困難な極超音速ミサイルの開発を進めるなど、軍事力の質・量を急速に強化しています。また、軍民融合発展戦略によって獲得した先進技術により、人工知能（AI）などを活用した新しい戦い方の実現を目指しています。

（3）朝鮮民主主義人民共和国

- 北朝鮮は2017年に「核武力の完成」を主張し、本年も巡航ミサイルやICBM級弾道ミサイル等の発射実験を執拗に繰り返しており、もはや「実験」とは言えず、「威嚇」の段階を超えていいます。
- 既に弾道ミサイルに核兵器を搭載して他国を攻撃する能力を保有しているとみられており、我が国にとって重大かつ差し迫った脅威になっています。
- 最近のミサイル発射では長射程化に加え、鉄道発射型や潜水艦発射型などプラットホームを多様化させるとともに、極超音速ミサイルや変則軌道で飛翔するミサイルも開発しているものとみられ、ミサイル防衛網突破能力の獲得を目指しているものと考えられます。

（4）ロシア連邦

- 2022年2月24日、ロシアは、「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の住民保護を目的として「特別軍事作戦」と称するウクライナへの侵略を開始しました。これは国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、国際社会と協調しつつ厳しい態度で対応しなければなりません。
- 侵略に際してプーチン大統領は「ロシア領への直接攻撃があれば核兵器の使用を辞さない」と恫喝しました。核保有国に取り囲まれた我が国は、改めて核抑止について検証し、拡大抑止の信頼性を向上させることが必要です。
- ロシア軍は、クリミア併合時にも見られたように、サイバー戦を含む軍事と非軍事、平時と有事を意図的に曖昧にしたハイブリッド戦と、戦車や火砲などを伴う本格的な武力攻撃を併用したものの、西側諸国の支援を得たウクライナ軍は、宇宙など新たな領

域を存分に活用した粘り強い反撃とドローンの投入などにより形勢を逆転させ、逐次ロシアに占領された領土を奪還しています。

- そのような中、ロシアは北方領土に最新兵器を備えた部隊を展開し、カムチャツカ半島東岸に核兵器を積んだ弾道ミサイル原子力潜水艦（SSBN）を配備するなどしています。我が国固有の領土である北方領土に多数の部隊を展開しているロシアの動向には、平時から重大な関心をもって注視しなければなりません。

2 安全保障政策の基本姿勢

(1) 自分の国は自分で守る

- 「自分の国は自分で守る」ことを基本とし、防衛力を抜本的に強化するとともに、日米同盟の実効性確保や価値観を共有する国々との連携強化を含め、抑止力・対処力を総合的に高めていくことが必要です。
- ウクライナ戦争でも立証された通り、「自分の国は自分で守る」との考えを鮮明にするとともに実践することは、我が国自身の防衛努力の方向性を明確にするのみならず、同盟国や友好国等からの信頼を獲得する上で極めて重要です。
- このため、防衛力のみならず、外交力、経済力、科学技術力などに加え、少子化への対応、エネルギー・食料の安定供給など国力を強化して総合的な抑止力を高めるとともに、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境に対し我が国の諸力を結集した総合力をもって対処する体制や制度を確立します。
- 防衛予算の増額や基地・設備の増設などを伴う防衛力の強化は、国民の理解無しには成し得ないため、その必要性や基地周辺の安全確保などについては丁寧な説明、コミュニケーションが欠かせません。適切な広報活動も用いながら、有事の際の避難の指針の周知を進めるとともに、政治の責任として我が国の防衛政策に対する国民の理解増進に真摯に取り組みます。

(2) 専守防衛の堅持

- 我が国は戦後一貫して平和国家としての道を歩み、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきました。専守防衛は引き続き堅持するものの、その趣旨が不鮮明になってきていることから、「我が国に対する侵略から自国を守り、自らは他国を侵略しない。」ことを、専守防衛の新たな定義とし、他国から攻撃されているときは当然ながら、他国からの攻撃が切迫しているときにおいても、我が国の領土、領海、国民の生命及び財産を守るために他の適當な手段がない場合は、必要最小限度の実力行使によって我が国における被害を未然に防ぐことは専守防衛の範疇内であるとの従来からの政府解釈を明確化します。
- 周辺諸国が核兵器を保有し、その投射手段であるミサイル開発を継続している状況

を踏まえると、拡大抑止の実効性確保について具体的に議論していく必要があります。このため、現在行われている「日米拡大抑止協議（EDD；Extended Deterrence Dialogue）」を局長級以上に格上げするとともに、成果について国民に説明するよう求めてまいります。

（3）日米同盟の強化

（ア）日米同盟が抱える諸課題の解決

- 平和安全法制は内容にも手続きにも問題がありました。しかし成立後、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しが行われ、それに基づいた体制整備が両国で行われている以上、日米間での緊密な対話を通じて、現実的なアプローチで必要な見直しに取り組みます。具体的には、「遠くは抑制的に」の原則に基づき、半ば自動的に米国の活動に関与することになる「国際平和支援法」や、「周辺事態法」から地理的制約がなくなった「重要影響事態安全確保法」の見直しを行い、日本にとって関与すべき事態かどうかの判断を、主体的に行います。
- 激変する安全保障環境に、日米安保体制をさらに安定的に強固なものにしていくことは、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠です。日本の外交・安全保障の基軸である日米同盟を堅持・強化します。そして、日米両国の信頼関係に基づき、平和安全法制の見直しや地位協定の見直しに加えて、非対称的な双務性を定めた日米安全保障条約の将来像についても日米間で議論を行います。
- 日米地位協定は「現代の治外法権」ともいえる不平等協定と指摘されています。日本政府は全ての基地管理権を米軍へ委譲しており、日本の国土、領空、領海の管理に空白地帯を生じさせています。事件事故が発生した場合にも日本の公権力が及ばない状態が放置され、各種訓練の事前通知なども不十分なままとなっています。日米地位協定の実施に関する協議機関である日米合同委員会に関しては、議論の内容が公開されない状況が未だに続いている他、日本側代表が外務省北米局長である一方、米側代表が軍人となっているなどそのメンバー構成が非対称的なものになっていて問題です。以上の問題意識に基づき、米軍、軍人、軍属、その家族に対する国内法の原則順守、日本による米軍基地の管理権、日米合同委員会の在り方などについて、米国と協議します。また、利便性の向上にもつながる横田、岩国空域及び管制権の返還を求めます。
- 在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施し、抑止力の維持を図りつつ、日米地位協定の改定を提起し、沖縄をはじめとする関係住民の負担軽減に全力を挙げます。約9千人の海兵隊員を国外移転し、嘉手納以南の土地返還を実現させます。
- 在日米軍の配備態勢は、日米同盟の実効性を担保しつつ、時代や技術の変化とともに不斷に見直すべきです。また、「同盟強化予算」を公的な通称とする在日米軍駐留経費の日本側負担、いわゆる「思いやり予算」に関しても、日本が自律的な防衛力

を強化しその役割を拡大させるのに応じて、その在り方について改めて日米間で検討を行うべきです。そして、軟弱地盤の問題もあり、期間や費用も大きく膨れ上がる辺野古の埋め立ては一旦停止し、沖縄の民意を尊重し、日米間で合意できる「プランB」の話し合いを行います。

(イ) 「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」見直し

- 米中間の戦略的競争の激化を含む安全保障環境の変化を受けて、ますます日米同盟の重要性、位置付けが高まっており、その結果、防衛協力の分野も拡大しています。我が国の安全保障上の観点のみならず、自由・民主主義・法の支配といった既存の国際秩序を維持・発展させるため、さらには中国がその影響力行使を強めているインド太平洋における法の支配に基づく自由で開かれた環境を構築するために日米同盟を有効に機能させることができが今まで以上に重要になっており、防衛協力の実効性を高める必要があります。
- 同盟の戦略的合理性を追求するためには両国の地理的位置という特性に基づいた役割分担が重要です。特に事態生起の初動は日本が主体的に防衛作戦を行わなければなりません。このような態勢をとることにより米国はインド太平洋の他の地域のプレゼンスを増すことができ、地域全体の安定性を増すことに繋がります。一方、我が国の防衛のために米軍が来援する時は、これをスムーズに受け入れることが不可欠であり、港湾、飛行場、自衛隊施設、艦艇航空機の造修能力を含めた民間施設の利用環境を制度面も含めて整備しなければなりません。
- 中国の接近阻止・地域拒否（A2/AD；Anti-Access/Area Denial）能力の拡大、人民解放軍の近代化、弾道ミサイル等の開発・配備、サイバー・電子戦能力の強化などにより、米軍の東アジアにおける前方展開戦力及び戦力投射能力の優位性は相対的に低下しつつあります。このような戦略環境において我が国の防衛とインド太平洋における安定確保のためには、米軍の前方展開を確保するとともに、日米同盟において我が国がより主体性を発揮することが重要になります。また、米海兵隊による機動展開前進基地作戦（EABO：expeditionary Advanced Base Operations）、米海・空軍による攻撃部隊の展開支援及び米陸軍が遂行するマルチドメイン作戦（MDO：Multi-Domain Operations）を支援（防衛協力）できる態勢を確保することは日米同盟を強化とともに抑止力を高めるために重要です。
- このような我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の変化や、防衛力の強化に伴う我が国防衛における主体性発揮などを踏まえ、「日米防衛協力の指針（ガイドライン）」を見直し、日米防衛協力の在り方を実効的なものとするために不断の取り組みを行ってまいります。

3 防衛力の強化

(1) 継戦能力及び作戦基盤の強化

- 我が国周辺の厳しい安全保障環境に対処すべく、従来の陸海空各領域における防衛力は引き続き強化します。この際、機動・展開能力の強化、継戦能力（持続性、抗堪性）の強化、作戦基盤（指揮通信施設、空港・港湾・鉄道、基地機能、病院等）の強化といった、従来の領域に残された課題を抜本的に解決するための各種施策に取り組みます。
- 特に継戦能力は著しく不足しており、弾薬や燃料など自衛隊の行動に不可欠な物資の備蓄のための施設の構築及び弾薬・燃料の確保、離島間の輸送能力の確保などに取り組みます。なかでも弾薬は民生品としての需要がほとんどなく、その需要のほとんどが防衛省となっているほか、武器等製造法や火薬類取締法などの適用を受けるとともに保安用地の確保なども必要なことから、これらの能力を有する限られた企業が生産を行っています。弾薬の不足は防衛力を行使する上で致命的であることから、所要の量産体制を維持しなければなりません。このため、弾薬製造企業が量産体制を維持し、適正な利益を継続的に確保できるよう、補助金や税制の活用などを含む各種の施策に取り組んでまいります。
- また、司令部など重要施設の地下化や航空機用掩体の構築を進めるとともに、滑走路などの被害復旧能力を高めます。特に南西諸島防衛に必要な弾薬庫の確保は死活的に重要であり、既存の施設の強化や新たな施設の造成に取り組みます。

(2) イージスアショアの再検討とミサイル防衛の強化

- 中国、北朝鮮は米露の INF 条約（中距離核戦力全廃条約）の間隙についてミサイル開発を継続し、我が国を射程下に収めた多数の中・長距離ミサイルを実戦配備しています。特に既に中露が運用を始めているとみられる極超音速滑空体（HGV；Hypersonic Glide Vehicle）などは現有の弾道ミサイル防衛態勢（BMD）では迎撃することが困難であるばかりか、近い将来にはさらに高度な、極超音速巡航ミサイル（HCM；Hypersonic Cruising Missile）の実用化が予想されています。このため弾道ミサイルのみならず極超音速滑空弾や変則軌道で飛翔するミサイル、更には無人攻撃機など、あらゆる経空脅威に統合的に対応する統合防空ミサイル防衛（IAMD；Integrated Air and Missile Defense）能力を強化してまいります。
- 我が国のミサイル防衛の在り方に関しては、イージスアショアの導入や、イージスシステム搭載艦の整備が決定された時点では顕在化していなかった変則軌道型や極超音速新技術を使用した脅威（HGV など）、また、北朝鮮によるミサイル開発の激化とともに、中国の軍事的脅威の増大に対してもいかに対処していくかという観点で再検討すべきであり、イージスシステム搭載艦ありきではなく、今一度イージスアショア導入を排除せず、総合的に再検討してまいります。

(3) 自衛のための打撃力（反撃力）の保持

- 我が国はこれまで専守防衛に基づく防衛政策の下、自衛隊は反撃のための能力を現時点では保持していませんが、他に適當な手段のない場合においては、座して死を待つのではなく、一定の制限の下で攻撃的行動を行うことは、法理論上は認められていると解釈してきました。
- 米国はロシアとの間の INF 条約により同条約が規制していた射程 500～5,500km の地上発射型ミサイルを全て廃棄しましたが、同条約の枠組みの外にあった中国は、中距離ミサイルを約 1,900 発、巡航ミサイルを約 300 発保有するなど、米中間のミサイル数のギャップが存在します。更に中国の A2AD 能力の向上に伴う戦力発揮の制約等から、我が国が米国に全面的に依存してきた打撃力を十分に期待できる状況ではありません。
- これまで我が国はイージスシステム及び PAC-3 を主体とした弾道ミサイル防衛態勢を整備してきましたが、周辺諸国は極超音速で飛翔するミサイルなど現行のシステムでは対処できない各種のミサイルを開発・配備しています。このような脅威から我が国の平和と安全を守るため、我が国独自の打撃力（反撃力）を保持することとし、それが可能となるよう各自衛隊が保有するミサイル等の長射程化や、情報収集機能や指揮通信機能の整備・強化に取り組んでまいります。

(4) 新領域を中心とした新たな技術への適切な対応

- サイバー、宇宙、電磁波等の新たな領域は、日常的な社会活動・経済活動の依存度が高まっており、これらの領域における脅威やリスクが、国家安全保障に直接影響を及ぼすようになってきています。これらの領域における秩序の構築や維持に能動的に取り組むとともに、軍事的な競争領域になっていることを踏まえ、新たな技術に適切に対応し、国家全体としての対応並びに官民一体となった対応を積極的に進める必要があります。

(ア) アクティブ・サイバー・ディフェンス（ACD）の採用

- 政府のサイバー安全保障を総括する司令塔機能を創設するなど、サイバー安全保障体制を抜本的に強化します。人材の育成及び質量両面での大幅な拡充により、サイバー防衛隊の体制を抜本的に拡充するほか、米国や NATO との連携、民間企業との協力などを進めます。
- 最近サイバー領域では、①知的財産やビジネス秘密の窃取を目的としたサイバー攻撃、②重要インフラの機能麻痺を生じさせるサイバー攻撃、③サイバー空間を用いたディスインフォメーションによる影響力工作、④病院や地方自治体などの市民生活を脅かすランサムウェア攻撃など、我が国の安全保障と国民の生活を脅かすサイバー攻撃が増加しています。これらのサイバー攻撃については、外国国家の関与が疑われているものも増えてきています。

- サイバー攻撃への対応について、2014 年に成立したサイバーセキュリティ基本法では、サイバーセキュリティの確保は各々の事業者や国民の努力とされていますが、国家が関与する烈度の高いサイバー攻撃については、民間の努力による受動的サイバー防御（パッシブ・サイバー・ディフェンス）では、もはや対応に限界があります。また、現状の我が国のサイバーセキュリティの体制では、国が果たす役割は限定的です。例えば、内閣官房のサイバーセキュリティセンター（NISC）の役割は、総合施策の策定、行政システムセキュリティの監視、サイバーセキュリティの情報共有や助言と限定的です。
- 武力攻撃事態においては自衛権をもって自衛隊が対処するというのが政府の安全保障上の立場ですが、自衛隊の現在のサイバー防衛は主として自衛隊のネットワークの防護を想定したものであり、国家全体のサイバー空間の安全を担うものとはなっていません。平時においては、自衛隊のアセット以外のシステム防護は任務の対象外であり、重要インフラなどのサイバー対処は事業者や民間企業に委ねられています。サイバー空間の安全を確保していくために、平時から国が万全の措置を講ずる責務を負うことが急務です。
- また、ウクライナ戦争では、「ハイブリッド戦」と言われるように、情報戦やサイバー攻撃など非軍事的手段を用いた攻撃が、平時からグレーゾーン事態にかけてサイバー空間で行われました。このような「ハイブリッド戦」は、我が国や我が国周辺での有事の際にも想定され、平時の武力攻撃事態に至らない、いわゆるグレーゾーン事態の段階からサイバー空間でのシームレスな安全保障上の対処が必要となります。
- 実空間の武力攻撃と異なり、安全保障上の脅威となるサイバー攻撃では、サイバー攻撃の実行者は誰か、攻撃目的は何か、といったことが見極めにくく、サイバー攻撃が発生してからの対応では時間的に間に合いません。そのため、平時における段階から国家レベルのサイバー防衛を行うことが必要です。
- 欧米各国においては、このようなサイバー安全保障の特性に鑑み、平時の段階からサイバー攻撃者の動向を探り、対処を行うアクティブ・サイバー・ディフェンス（ACD）が採用されています。ACDは、「①サイバー攻撃の監視（モニタリング）」、「②攻撃者の特定（アトリビューション）」、「③攻撃への対抗措置」を一連のサイバー防御として行うことであり、サイバー安全保障を確保するために、我が国においても、ACDの能力整備と実施体制の整備を行すべきです。
- ACDによるサイバー攻撃の監視・特定・対抗措置を行うためには、現状では、様々な国内法的な制約があり、不正アクセス禁止法などの法律の改正が必要です。また、通信事業者やプロバイダーなどの民間事業者との協力も不可欠であり、そのための法律の整備も必要となります。
- サイバー攻撃の監視・特定・対抗措置を行うためには、国外でのサイバー活動が必

要ですが、このような行為は国際法上の議論でも認められています。サイバー空間への国際法の適用を検討した「タリンマニュアル2.0」では、「国家は、その国際関係において、自国を拘束する国際法の規則に従う限り、サイバー活動を行う自由を有する（規則3）」と規定されています。

- サイバー攻撃の監視等に伴う措置には、通信の秘密等の国民の権利との衝突に対する懸念がありますが、諸外国では、①外国及び外国人に保障される権利ではない、②国家安全保障という「公共の福祉」のために制限される、という考え方が一般的です。わが国でも「公共の福祉」には国家安全保障も含まれるということを明確にするとともに、サイバー空間への国際法の適用をまとめた「タリンマニュアル2.0」などを参考にしながら、我が国が行うACDに必要な各種の活動を可能にするための制度を確立するとともに、体制を整備する必要があります。
- このため、国としての方針や国の役割・権限・責任の所在などの基本事項を一括して定める「サイバー安全保障基本法（仮称）」の制定、自衛隊のACD能力の強化、ACDへの民間企業の協力を可能とする体制の整備などについて取り組んでまいります。
- 「サイバー安全保障基本法（仮称）」は災害対策基本法などと同様に、サイバー空間の安全保障に関する国の責務と措置（サイバー攻撃の監視、攻撃者の特定、攻撃への対処、被害からの復旧など）を明示するものです。この際、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続きの下に行わなければなりません。
- 「サイバー安全保障基本法（仮称）」に基づく「国が行う措置」の持効性を確保するため、民間の能力を含めた国家のあらゆる機能を総合した「サイバー攻撃対処能力」の確立を目指します。

（イ）宇宙空間を活用した情報収集・通信・測位能力の強化

- 宇宙状況監視や宇宙空間を活用した情報収集・通信・測位などの能力向上により、宇宙利用の優位を確保します。特に小型衛星群（衛星コンステレーション）を弾道ミサイルの早期警戒や広域にわたる排他的経済水域の監視に応用します。また、宇宙・サイバー・電磁波領域を融合した統合部隊を創設します。
- 宇宙システムは人工衛星とその運用に必要な地上設備及びそれらをつなぐ通信リンク、打ち上げ施設やこれらの機能維持に必要なシステムから構成されており、どの一部の途絶もシステム全体の機能不全につながることから、これらの機能保証を強化するための施策を推進します。

(ウ) 電磁波攻撃への対応

- 全ての領域に大きな影響を与える電磁波攻撃は、強力かつ執拗に行われることが予期されることから、これを回避、あるいは被害を局限（最小化）するための対策を講じなければなりません。特に、我が国の周辺諸国は既に大規模な電磁パルス（EMP）攻撃を行う能力を保有しており、国民生活や社会経済活動に深刻な被害を与える恐れがあります。
- 各種の電磁波攻撃に晒される危険性の高い重要インフラ、自衛隊の施設や部隊の対電磁波攻撃能力を確保するための研究と具体的な処置・対策を行います。また、人工衛星に対する電磁波妨害状況の把握や宇宙領域との連携による相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力の構築により、電子戦能力と電磁波管理能力を向上させます。

(5) インテリジェンス能力の強化

- 情報収集・警戒監視・偵察能力 (ISR 能力: Intelligence, Surveillance and Reconnaissance) を強化することは、抑止力強化のために重要であり、必要な装備の調達などを通じて能力強化を進めます。また、情報セキュリティの質量ともにレベルアップを図るとともに、情報の収集・分析・評価及び情報セキュリティに関わる人材・技術のさらなる育成が必要不可欠です。政策判断を的確に行うために、各省庁が有する情報を集約し、分析する組織も必要です。イギリスの合同情報委員会（JIC ; Joint Intelligence Committee）などを参考にしつつ、日本のインテリジェンス能力を高めます。
- 情報は物事の理解や行動の判断材料としての補助的領域から作戦・戦闘領域へと役割を拡大しており、これまでの情報活動の強化に加え、影響工作や認知戦など「情報戦」の能力を向上させなければなりません。特にハイブリッド戦では平時有事を問わず国民生活の場から自衛隊等が行う活動の最前線まであらゆる領域に対して情報戦が行われることから、国家全体としての対応要領を確立します。
- 特に影響力工作はウクライナ戦争でもロシアがこれを駆使したことが注目されました。影響力工作は国家の指導者や一般国民の心理・認知・決定に影響を及ぼすことで政治体制や政権を混乱させたり、望ましい方向に誘導する活動、および自国に対する同様の活動から防護することを目的としたものです。
- 中国は台湾に対し「ディスインフォメーション（社会、公益への攻撃を目的とした害意のある情報）」の拡散や、政治や軍関係の要人に対する働きかけなど、「影響力工作」を幅広く行っているとされ、台湾の安全保障にとって大きな脅威となっています。このような政治的な「影響力工作」に加え、人民解放軍もサイバーと電磁波、そして心理戦を一体的に情報戦としてとらえており、2015 年に軍改革の一環として創設された「戦略支援部隊」は、これらの機能を統合し、情報戦、宇宙戦、サイバー戦、電磁波戦を担っているとみられています。

- このような影響力工作に対抗するため、情報収集センターの設置などを含む各種の施策に取り組んでまいります。また、国家安全保障の目的を達成するために政府としての考えを集約するとともに一貫した方針を確立し、各種手段を通じてメッセージを発信する戦略的コミュニケーション（Strategic Communication、以下「SC」）は極めて重要であり、効果的な SC を行うため、SC に関する「国家の司令塔」を定め、SC の権限と役割を明確にし、政府として同期のとれたメッセージを戦略的に発信します。

（6）総合的な抑止への取り組み

- 米国は国際秩序を脅かす国に対し、陸海空やサイバー、宇宙といった領域における軍事面での活動に加え、外交的な圧力や経済制裁、情報作戦など米国の総力を投入するとともに、同盟国や友好国などと一丸となって侵略などの企図を押さえ込む「統合抑止（Integrated Deterrence）」に取り組んでいます。
- このように、直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及ぶ場合にはこれを排除するという武力攻撃事態だけを念頭に置いた伝統的な抑止構想では対応しきれなくなっています。このため、従来の防衛力のほか外交や経済、宇宙・サイバー、情報戦など、國家の力を結集した総合的な抑止について取り組んでまいります。

4 防衛費

- 近年、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しくなっている状況にある中、2012年度以降、漸次防衛費は増額されてきたものの、その GDP 比はおおむね 1 %以内に推移しており、ほとんど現状維持を保っています。その間、周辺諸国は軍事費を増加させ、2021 年度の中国の国防費は我が国の防衛費の 6.5 倍にもなっています。
- 宇宙、サイバー等の新領域に対応するために必要な防衛力の強化に加え、従来の領域においても尖閣諸島を含む南西諸島の防衛については更なる防衛態勢の強化が必要となっています。また、本来充当すべき継戦能力（弾薬、誘導弾等の備蓄）、防衛施設の抗堪性の強化や隊舎・庁舎の建て替えなど後方面での充実が滞っている状況にあり、速やかに改善してまいります。
- 国内防衛産業からの調達額が減勢傾向にあり、防衛部門から撤退する企業も出始めおり、国内の防衛産業が衰退しかねず、防衛装備品の開発、維持、整備等に深刻な影響が出るおそれがあります。
- ウクライナ戦争という事態を受け、NATO は改めて加盟国の国防費について GDP2% 以上を堅持し、軍事力を強化することを決めました。
- このような観点から、防衛費を速やかに増額し、我が国の安全保障を確実にするための防衛力を強化します。このような防衛費の増額は、国家としての防衛意志を周辺国に對して明示することにもつながります。

- 今後数年以内に有事が起る事態も想定し、従来領域（陸、海、空）の充実・強化、特に継戦能力の向上、基地等の抗堪化、装備品不可動の解消など「直ちに取り組める防衛力の強化」と、宇宙・サイバー・電磁波などの新領域における防衛力の強化など「中長期的な取り組み」を切り分けて、効率的・効果的に防衛力を強化します。
- 防衛費の増額に当たっては、単に NATO 基準（GDP 比 2 %）に求めるのではなく、真に実効的な防衛力を整備するために必要かつ効率的な事業の積み上げの結果として必要な額とし、日本の国力国情に即したものにします。財政事情を踏まえ防衛費を一気に増額することや、目標の曖昧な増額は現実的ではなく、当面の整備目標や優先順位を定めた上で 10 年程度の期限を切って漸次増額します。

5 防衛力を支える基盤

(1) 自衛官等の処遇、勤務環境の改善

- 我が国の平和と安全を守るために、日夜訓練に励み、厳しい任務を遂行する自衛隊の中核は自衛官です。自衛官の確保は精強な自衛隊を維持するために必要不可欠であり、自衛官が誇りを持って任務に邁進することができるよう、自衛官の処遇、勤務環境の向上、留守家族支援策の強化などに取り組みます。
- 退職した自衛官が引き続き安定した生活を送ることができるよう、再就職支援の強化や若年定年退職者給付金の拡充を図ります。
- 女性自衛官が更に活躍することができるよう、勤務環境の改善や子育て支援、育児後の職場復帰が円滑にできるような施策を講じます。

(2) 防衛生産・技術基盤の強化

- 日本はアメリカに、核を含めた抑止力はもちろんのこと、ミサイルなどで攻撃された場合に敵基地などを攻撃する打撃力、加えて情報収集・分析能力、そして主要装備までも大きく依存しています。
- 日本がアメリカから装備を購入する際の仕組みである、「対外有償軍事援助 (FMS)」は「価格がブラックボックスである」「価格が見積もりのため後から上昇することがある」「納期も見積もりのため計画通りに納品されないことがある」「納入品に不具合があっても一定期間内に報告しないと却下される」「納入後の前払い金の未精算額も少なくない」「国内防衛産業の基盤整備に役立っていない」「修理が我が国でできず運用に支障をきたすことがある」など、幾つもの問題を抱えています。
- 「自分の国は自分で守る」という基本的な考え方に基づき、防衛装備は極力国内で調達するべきです。そのため、日本が主体的に取り組む分野を決め、防衛装備の防衛生産・技術基盤を強化する取り組みを行います。

(ア) 先進技術への政府投資の拡大

- 情報通信技術、AI、量子コンピューター、無人技術などの先進技術は、これからの国際社会の経済活動や社会生活の発展を支える中核的技術であるのみならず、軍事力の向上や宇宙・サイバー・電磁波など新たな領域においても大きな影響を与えるなど、国家安全保障上極めて重要なものとなっています。先進技術の優位性の獲得は、軍事力の発展のみならず、生産力の向上や社会生活の改善を通じて、経済力の発展・向上など国力の向上にも大きく寄与します。一方、安全保障の範囲の拡大に伴い、安全保障面での圧倒的な優位性を生み出すゲームチェンジャー（将来の軍事バランスを一変する可能性を秘めている革新的技術）の大半はデュアル・ユース技術（民生用にも軍事用にもどちらにも使うことができる技術）として軍民の区別がつかなくなってきた。
- 戦略的に安全保障上重要な分野で技術的優位性を確保するためには、防衛技術に適用できる優れた民生先進技術（潜在的シーズ）を適切に取り込んでいかなければなりません。このためデュアル・ユース技術活用の促進や、企業等における先進的な防衛装備品を目指した研究（芽出し研究）に対する適切な配慮や支援を行います。
- 現代のようなハイテク覇権競争時代において、全ての技術分野において日本が米中と対等であることを直線的に追求することは困難ですが、「戦略的不可欠性の確保」を戦略的コンセプトとして、日本が優位性を持てる技術力を研究開発し、育成・維持していくことが重要であり、所要の措置を講じます。
- 現在の防衛大綱において「今後の我が国の防衛に必要な能力に関する研究開発ビジョンの策定等による予見可能性の向上により、企業の先行投資の促進を図るとともに、その力を最大限に引き出す」とこととされている通り、民間企業が我が国の防衛にとって不可欠な防衛装備の研究開発に参入し易い環境を醸成します。
- このため、防衛装備品の研究開発に係る経費を大幅に増額するほか、防衛装備品に係る研究開発や科学技術に関する基本方針を明確にした上で、中長期的な研究開発戦略を策定して企業の予見可能性を向上させるとともに、先行投資による開発経費や技術的困難性などの各種リスクの負担軽減策について検討してまいります。

(イ) 国内防衛産業の維持及び育成

- 防衛生産・技術基盤は我が国の防衛力を支える重要な要素であり戦力そのものであるものの、その大部分を民間企業である防衛産業に依存しており、開発・製造に特殊かつ高度な技術力を保有した中小企業を中心とした関連企業に支えられています。
- 一方で防衛装備品の高度技術化などにより、調達単価及び維持・整備経費の増加などに伴い調達数量は減少し、採算性を重視する防衛産業の経営構造の転換等の影響などによって対応が困難となった一部企業は防衛事業から撤退しつつある状況です。

- 現在の防衛産業等の事業規模は各企業とも全社比率で1割未満となっており、投資家からも事業撤退を示唆される状況となっています。FMS 調達の増大に伴う国内産業の比率減少なども加わり、量産を通じた長期的・安定的なビジネスモデルが成り立たなくなっています。
- 経団連が防衛省に対して「政府の一体的取組と緊密な官民連携の実践なしには、新大綱が目指す防衛力の強化は達成できない」と要望（2019年）しているように、政府が主導して防衛産業・技術基盤の強化策を推進し、官民の連携を強化することが喫緊の課題です。
- このため契約・調達制度の改善、セキュリティ・クリアランス制度の創設による先端技術の積極的活用、サプライチェーンの維持・強化、知財の管理などにより、官民の連携を強化してまいります。また、防衛装備の代金支払いに関して、納入時一括ではなく、着手時も含めて複数回に分けての支払いで企業のキャッシュフローに配慮するなど、企業が防衛産業に参入し易い制度の導入などにも取り組んでまいります。
- 米国防総省は約700億ドルを研究開発に投入しており、このうち米国防総省が管轄する国防高等研究計画局（DARPA）の予算は約28億ドルとなっています。DARPAは各軍が管轄しない先進的・分野横断的な科学技術の研究開発を担っている他、DARPAの支援を受けた案件の事業化に向けてベンチャーキャピタル（VC）が積極的に投資するなどして新産業創出を後押ししています。
- このように、企業が新しい技術開発にチャレンジできる制度を創設し、防衛事業を有しないスタートアップなどの企業や研究機関等が、防衛産業と連携し、あるいは単独で、装備品を開発する取り組みが我が国においても求められています。防衛産業の有する防衛生産・技術基盤を安全保障上の重要な国力と捉え、これらの施策を政府に働きかけ、防衛産業の育成を後押しします。

（ウ）防衛装備移転の促進

- 現在の国家安全保障戦略に基づいて2014年4月に「防衛装備移転三原則」が閣議決定されましたが、現段階でもこれらを目標とした一貫した明確な国家戦略は存在せず、大きな成果を得ているとは言い難い状況で、今後、防衛装備・技術協力を戦略的に拡大してまいります。
- 特に、防衛装備移転三原則に基づいて国家安全保障会議において決定された「防衛装備移転三原則の運用指針（以下「運用指針」）」では「防衛装備の海外移転を認め得る案件」が規定されていますが、認め得る案件は国際共同開発・生産に関する海外移転を除けば、基本的に5分野（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）に限定されているため、この「運用指針」を本来の趣旨に反しない範囲で改正し、移転の対象となる防衛装備を拡大します。
- 防衛装備・技術移転や協力を通じて、政治・外交的影響力を高め、安全保障・防衛

協力を強化し有為な環境を醸成するためにも「防衛装備・技術協力戦略」が喫緊の課題であり、この同戦略の策定に取り組んでまいります。

- また、防衛装備・技術協力戦略に基づいて明確な目標と優先順位を定め、調達国との協議・交渉、輸出許可手続きなどに必要な体制の整備、移転に関連するセキュリティ・クリアランス制度の整備、関係企業が一体となった環境・体制づくりなどに取り組んでまいります。

6 国境離島等の保全

- 四面を海に囲まれた我が国の領域は、長大な海岸線と離島が有する領海によって形成され、領海及び排他的経済水域（EEZ）等の外縁を根拠付ける国境離島の保全は極めて重要です。一方、自衛隊や海上保安庁の配備が十分でない国境離島などの場合、領域を保全する機能（領域警備を含む）は脆弱であり、改めて国境離島の領域保全について総合的な施策を推進してまいります。
- 特に有事や災害時における通信手段の確保は極めて重要であり、海底ケーブルの強化や通信衛星を介しての通信手段の確保など、通信基盤の整備について具体化を求めてまいります。この際、高高度無人機に搭載した通信局など新たな技術によるLTE（モバイルデバイス用の通信回線規格の一つ）や5G（第5世代移動通信システム）環境の安定的な供給など、離島に適した通信手段の確保を目指します。
- また、与那国島や石垣島などの離島については、国民保護のために必要な輸送手段が限られており、港湾や空港などの施設について基盤の整備と管理・運営体制の維持が不可欠です。特に当該地域における滑走路や駐機場など、迅速な避難を行うための態勢は極めて脆弱であり、早急な見直しと基盤整備を求めてまいります。この際、現に3,000m級の滑走路を有する下地島空港の積極的な活用は、迅速・円滑な避難のために不可欠であり、具体的な施策を推進します。また、地下シェルターなど、一時的な島内避難・保護の態勢についても整備します。

7 国民保護

- 我が国における武力攻撃事態はいうまでもなく、台湾有事や朝鮮半島有事などに際して、国民を保護し、安全を確保することは国家の責務です。
- 特に島嶼部などでは避難場所や避難のための手段の確保が難しく、最悪の事態を想定した避難要領や受入れ体制等について、平素からの備えが重要です。
- 他方、この段階における自衛隊は武力攻撃事態等に対する準備を実施しており、国民保護に割り当てることのできる人員や装備は限定的であることから、自治体や関係機関による支援が不可欠です。

- また、弾道ミサイル落下時の行動について政府は、①屋外にいる場合、近くの建物の中か地下に避難、②建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る、③屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する、としているものの、北朝鮮などが核を搭載したミサイルを発射する能力を持つつある状況を踏まえ、住民向け地下シェルター等の設置について本格的に取り組むこととし、具体的な設置基準の策定を進めます。

8 在外邦人等の保護措置及び輸送

- 在外邦人等の安全確保、保護、輸送といった措置は、大規模な国際テロ、感染症によるパンデミックや大規模自然災害等の緊急事態、朝鮮半島有事、台湾有事など事態によって態様が異なっており、その時々の最新の情勢と事態の特性に応じて計画を更新し、準備と訓練を万全にし、即応態勢の維持に取り組みます。
- 一方、単に自衛隊による在外邦人等の保護措置や輸送に際しての武器使用権限等を改めたとしても様々な事態に有効に対処できるわけではありません。地域情報の収集体制強化と質の向上、外務省と防衛省の緊密な連携、米軍との共同体制及び諸外国との情報共有の強化、情勢に応じた政府の状況判断と迅速な意志決定について取り組んでまいります。
- また、在外邦人が所在する国家との協力関係の構築や、空港などにおける安全確保や退避に関し最も実力と経験を有する米国との連携要領について平素から協議し、事態生起時の調整要領について定めておくことが必要であり、所要の態勢を確立します。
- 2022年4月13日、日本大使館の現地職員ら外国人だけでも自衛隊機で輸送できるようにする改正自衛隊法が成立しました。2021年8月のアフガンにおける邦人等の輸送に際して顕在化した課題を解決するための改正で、日本国籍を有しない「邦人の配偶者若しくは子」、「名誉総領事若しくは名誉領事」、「在外公館や独立行政法人の現地職員に採用された者」を追加することで、日本人の輸送対象者が不在であっても、そのような外国人輸送のために自衛隊を派遣できることとされました。
- 一方、台湾有事などの際に大量に発生することが想定される日本と無関係の外国人退避者の輸送を目的とした自衛隊の派遣の問題は残されたままになっており、今後この問題を解決すべく所要の取り組みを行います。

9 安全保障協力

- インド太平洋諸国やアフリカ諸国などの政治体制や安全保障観は多様であるとともに、国力の小さな国家が多く存在することから、地域の安全保障体制そのものが脆弱性を有していると言えます。このような国々との協力を推進することは、地域の平和と安

定を確保するための基盤となるとともに、既存の秩序への挑戦を抑止する上でも極めて重要です。

- 特に、我が国の生存、繁栄にとって極めて重要な東南アジア諸国に対して ODA によるインフラ整備や、海洋警察力に対するキャパシティ・ビルディングなど法執行機関の整備に対して支援を行うことにより、地域の平和と安定の基盤を強化することは、地域全体の平和と安定、並びに発展のために有効であり、域内諸国との二国間・多国間の安全保障協力・交流を更に促進していきます。
- また、豪州はインド太平洋における平和と安定に貢献する意思と能力を兼ね備え、米国という共通の同盟国とともにインド太平洋の安全保障に貢献できる特別なパートナーであり、安全保障協力の更なる強化に取り組んでまいります。

10 北朝鮮問題

- 北朝鮮が開発・保有する核弾頭やミサイルは、日本に対する現実的な脅威です。北朝鮮の「完全で、検証可能で、不可逆的な非核化（CVID）」を実現すべく、国連決議などに基づく制裁を行いながらも、対話の必要性を働きかけ続けます。米朝対話を促しつつも、日本は条件を付けずに北朝鮮との対話を提案し、核・ミサイル・拉致問題の包括的な解決を目指します。
- 主権と人権の重大な侵害である北朝鮮による拉致問題について、これまで関係者が一体となって取り組んできた国際世論への喚起が実を結び、国連人権理事会が拉致問題を「人道に対する罪」に認めました。一方で問題の長期化により拉致された被害者才及び被害者のご家族の高齢化が進んでおり、若年層をはじめ国内啓発活動の強化などによる一層の世論喚起を図ります。
- 拉致交渉等を政府拉致対策本部及び警察で行い、外務省も含めたオールジャパンで取り組みます。我が国が主体的に北朝鮮側に対して強く働くことはもちろん、米国をはじめ、関係各国の協力も得ながら、「特定失踪者」も含め、拉致被害者の即時一括帰国に全力を挙げ取り組みます。

11 主権・領土

- 日本の領土を守るため、海上保安庁の態勢を強化し、自衛隊やその他の政府機関との連携を深めるため、海上保安庁の任務に領土保全を加える海上保安庁法の改正と、組織法である防衛省設置法の調査を根拠に行っていた情報収集・警戒監視活動を作用法である自衛隊法に明記する自衛隊法改正を実現し、日本の主権を守る態勢を強化します。
- 尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史的にも国際法的にも疑いがなく、現に我が国はこれを有効に支配しています。同諸島をめぐって解決すべき領有権の問題

は存在せず、今後とも平穏かつ安定的に維持・管理していきます。

- 我が国固有の領土である北方領土については、四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結すべく、これまでの日露間の諸合意及び法と正義の原則を基礎として、ロシアとの交渉を進めます。
- 主権を曖昧にした二島（歯舞群島、色丹島）の先行返還は受け入れられません。日本政府の北方領土に関する主張が後退したと受け取られないよう、政府が北方領土四島の主権を対外的に周知していくように求めます。
- 我が国固有の領土である竹島の問題は、国際法に従って平和的な解決を粘り強く求めていきます。
- 排他的経済水域等の根拠となる離島の命名など、引き続き「海洋国家」として離島の安定的な維持・管理のための取り組みを進めていきます。
- 國際的な企業活動等に従事する在外邦人・企業の安全を確保するための態勢を構築します。

12 その他

(1) 人道支援・人権外交の積極的な推進

- 「人道支援は積極的に」を原則とし、国連の平和維持活動（PKO）や災害派遣活動に、自衛隊の救命救急活動の強化や国会による監視など万全の態勢を整備した上で積極的に参加します。国際的な人道支援活動のニーズに合わせ、DDR（武装解除・社会復帰支援）、SSR（治安部門改革）などの活動内容をPKO活動に追加します。なお、現代のPKO 5原則が国際社会のニーズに合致しているかを不斷に検証し、国際社会の平和に「積極的に」貢献できる体制を整えてまいります。
- ロシアのウクライナ侵略において、重大な人権侵害事案が多数起きているとの報告が国連からなされています。また、中国政府による香港あるいは新疆ウイグル自治区での人権弾圧や、ミャンマー軍によるクーデターなど、アジアにおいても看過できない深刻な人権侵害が複数生じし、現在も継続しています。人権侵害制裁法及び人権デューディリジエンス法の迅速な成立をはじめとした実効的な施策を推し進め、「人権」を重視した国際秩序の形成に向けて価値を同じくする国々とともに取り組みます。

(2) 避難民受け入れ態勢の構築

- 朝鮮半島有事や台湾有事の際、当該国などから大量の外国人が我が国の領域に避難を求めてくることが想定されます。安全保障法制施行の際、政府は朝鮮半島有事の際の避難民について、その保護、上陸手続き、収容施設の設置及び運営、スクリーニングなどについて検討しているとしていましたが、台湾有事に際して予想される避難民の対策について準備します。

- 台湾有事における我が国への避難先として、南西諸島などが想定されますが、当該地域の受け入れ基盤はほとんど整っておらず、国の責務として受け入れ支援や通過支援のための基盤について速やかな整備します。

(3) 気候変動対策の推進

- 今や世界の平和と安定にとって重大な脅威となった気候変動について、安全保障の観点から早急かつ本格的な対策に取り組まなければなりません。
- 我が国においても最近の台風や豪雨、熱波などによる被害は激甚化し、気候変動の影響に由来する大規模な自然災害による被害は、世界の社会経済活動等に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。
- 海面上昇による海岸浸食、高潮・高波などによる被害や海岸部の喪失、豪雨による洪水など、被害が予想される沿岸部や大河川流域の護岸、周辺の重要施設の防護など、ハード面の対策により被害を未然に防止するとともに、災害情報の精度向上とそれに伴う早期避難のための各種システムや制度の整備、長期避難のための受入れ基盤や支援体制の更なる強化など、ソフト面の対策を効果的に組み合わせ、国民の生命を守ります。
- 他方、このような対策は被害の拡大を抑制することはできるものの、抜本的な解決策とはなっておらず、長期的には実効性の高い温室効果ガスの排出削減を徹底するとともに2050年のカーボンニュートラルを達成するため、努めて早期に温室効果ガス排出量の少ないエネルギー・システムへの転換を推進し、日本の地理的特性や気象などに適った再生可能エネルギーの開発と安定供給の実現を目指します。
- 気候変動に由来する被害の増大により、国内での災害派遣や、国際的な災害救援活動及び人道復興支援の機会増大が見込まれることから、防衛省・自衛隊が十分に対処できる態勢を整備します。

以上